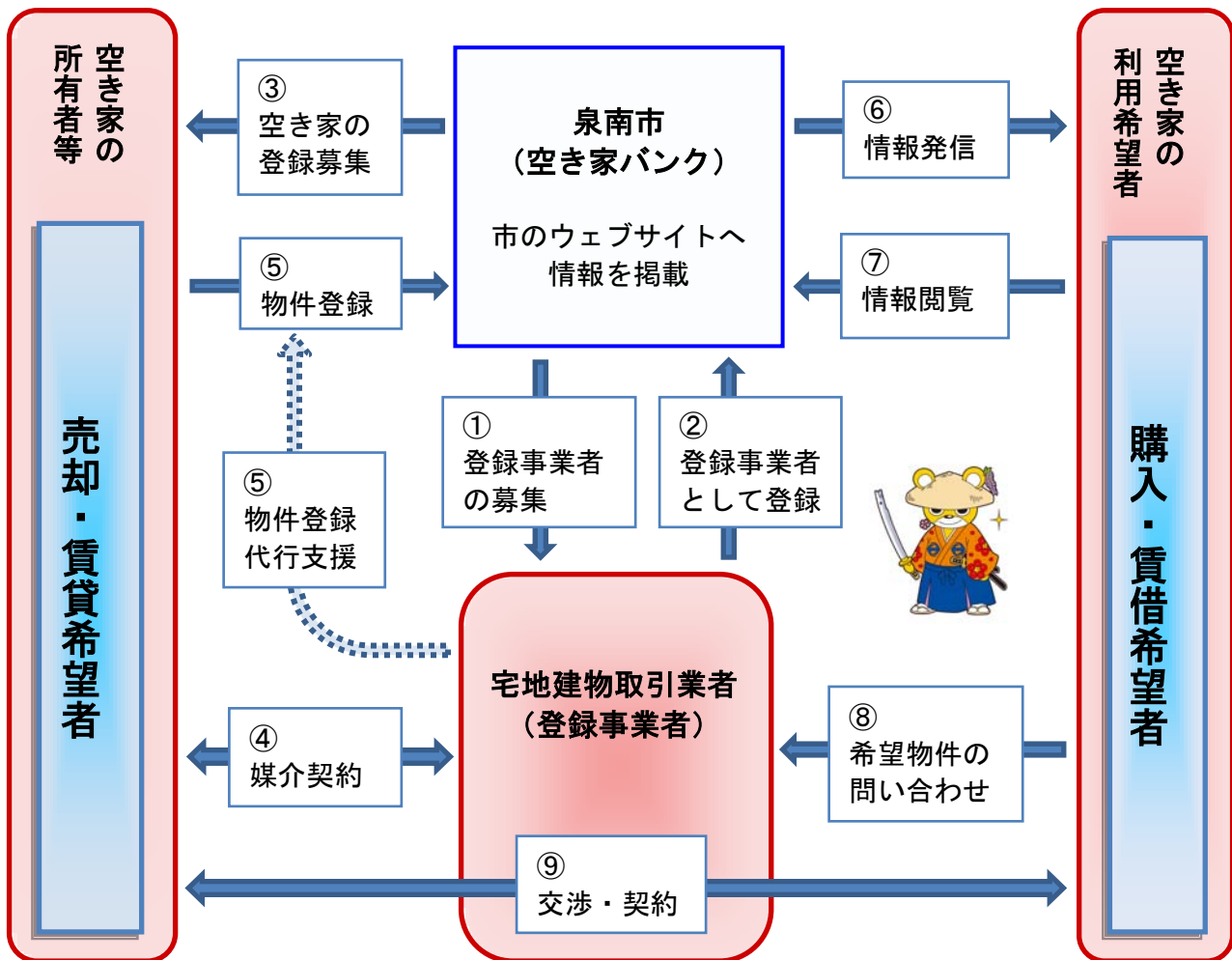


泉南市空き家バンクフロー



《空き家バンク制度の流れ》

- ①空き家バンクに協力を頂ける登録事業者（宅地建物取引業者）の募集を行う。
 - ②登録要件を満たす宅地建物取引業者と市が協定書を交わし、登録事業者として登録する。
 - ③市内に空き家を持ち活用する意思のある方（所有者等）の登録を募集する。
 - ④所有者等が登録事業者と媒介（仲介）の契約を結ぶ。
 - ⑤所有者等が市へ空き家の登録を申請する。登録事業者は登録の代行等の支援を行う。
 - ⑥登録された空き家の情報と担当する登録事業者の連絡先を市のウェブサイトに掲載し、空き家を探している方々（利用者）へ情報発信する。
 - ⑦利用希望者は、本市のウェブサイトですべての空き家の情報を閲覧する。
 - ⑧希望する物件があれば、その担当の登録事業者へ問い合わせる。
 - ⑨登録事業者を通じて交渉を行い、契約を交わす。成約したときは、登録事業者は市にその旨を報告する。
- ※登録事業者が行う空き家の売買・賃貸に関する交渉・契約等に関する媒介行為について、市は一切の責任を負いません。
- ※空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際は、宅地建物取引業法に定める媒介（仲介）手数料が発生します。
- ※登録事業者以外の宅地建物取引業者とすでに媒介契約している場合はお問い合わせください。